

改正

平成17年3月14日規則第4号

平成25年3月21日規則第11号

平成28年3月31日規則第18号

令和2年9月29日規則第23号

鹿沼市きれいなまちづくり推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿沼市きれいなまちづくり推進条例（平成15年鹿沼市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(環境美化の日)

第3条 条例第7条の環境美化の日は、毎年5月及び9月の第3日曜日とする。

(きれいなまちづくり推進員)

第4条 条例第8条のきれいなまちづくり推進員に関し必要な事項は、市長が定める。

(回収容器)

第5条 条例第10条に規定する回収容器は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 安定性があり、かつ、空き缶等の投入が容易なものであること。
- (3) 自動販売機の設置者が適正な維持管理ができるものであること。
- (4) 市長が指定する種別により分別する旨の表示があること。
- (5) 自動販売機の設置基数に応じ適正な大きさ及び数量であること。

(勧告)

第6条 条例第15条の規定による勧告は、勧告書（様式第1号）により行うものとする。

(措置命令)

第7条 条例第16条の規定による措置命令は、命令書（様式第2号）により行うものとする。

(措置命令における期限)

第8条 条例第16条により市長が定める履行期限は、おおむね2週間とする。

2 前項の期限は、必要に応じて短縮し、又は延長することができる。

(公表)

第9条 条例第17条第1項の規定による公表は、市役所の掲示場に掲示するほか、市広報への掲載その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 前項の規定により公表する事項は、条例第9条から第14条までの規定に違反し、その措置命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに条例に違反している事実等とする。

(費用等)

第10条 条例第18条の規定により徴収する費用は、その都度市長が定めるものとする。

2 前項の費用は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより徴収するものとする。

(身分証明書)

第11条 条例第19条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第3号）とする。

(過料処分の手続)

第12条 条例第23条の規定により過料を科すときは、市長は、過料処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を付与しなければならない。

2 前項の規定による告知及び弁明の機会の付与は、鹿沼市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成9年鹿沼市規則第15号）第16条の規定の例による。

3 市長は、過料処分を決定したときは、その過料処分を受ける者に対し、過料処分通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月14日規則第4号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日規則第11号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第18号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式であって、この規則の施行の際現に使用しているものは、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則 (令和2年9月29日規則第23号)

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)
 様式第1号(第6条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">勸 告 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">鹿沼市達 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">様</p> <p style="text-align: right; margin: 0 0 20px 0;">鹿沼市長 印</p> <p style="margin: 10px 0;">あなたは、鹿沼市きれいなまちづくり推進条例第 条の規定に違反しているので、同条例第15条の規定に基づき、 年 月 日までに次の措置を執ってください。</p> <p style="margin: 0 0 20px 0;">なお、期限内に次の措置を執らないときは、同条例の規定に基づく処分を行うことがあります。</p>							
違反の様 様	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">1 投棄の禁止</td> <td style="width: 50%; border: none;">4 飼い犬等の管理</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">2 回収容器の設置管理</td> <td style="border: none;">5 屋外広告物の掲示</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">3 あき地の管理</td> <td style="border: none;">6 落書きの禁止</td> </tr> </table>	1 投棄の禁止	4 飼い犬等の管理	2 回収容器の設置管理	5 屋外広告物の掲示	3 あき地の管理	6 落書きの禁止
1 投棄の禁止	4 飼い犬等の管理						
2 回収容器の設置管理	5 屋外広告物の掲示						
3 あき地の管理	6 落書きの禁止						
違反の状 況							
措置すべ き内容							
連 絡 先							

様式第2号（第7条関係）
 様式第2号(第7条関係)

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">命 令 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">鹿沼市達 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">様</p> <p style="text-align: right; margin: 0 0 20px 0;">鹿沼市長 印</p> <p>あなたは、勧告書(年 月 日付け第 号)で指摘した次の事項をいまだに履行していません。</p> <p>よって、鹿沼市きれいなまちづくり推進条例第16条の規定に基づき、次の措置を執るよう命令します。</p> <p>なお、この命令に従わないときは、鹿沼市きれいなまちづくり推進条例の規定に基づく罰則を適用します。</p>							
違 反 の 態 様	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">1 投棄の禁止</td> <td style="width: 50%; border: none;">4 飼い犬等の管理</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">2 回収容器の設置管理</td> <td style="border: none;">5 屋外広告物の掲示</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">3 あき地の管理</td> <td style="border: none;">6 落書きの禁止</td> </tr> </table>	1 投棄の禁止	4 飼い犬等の管理	2 回収容器の設置管理	5 屋外広告物の掲示	3 あき地の管理	6 落書きの禁止
1 投棄の禁止	4 飼い犬等の管理						
2 回収容器の設置管理	5 屋外広告物の掲示						
3 あき地の管理	6 落書きの禁止						
違 反 の 状 況							
措 置 す べ き 内 容							
履 行 期 限							
連 絡 先							

- (注) 1 この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 処分取消しの訴えは、この処分の日から1年を経過しない範囲であつて、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市(代表者は市長)を被告として提起することができます。ただし、審査請求をしたときには、それに対する判決の通知を受けた日の翌日から起算します。

(表面)

				第	号
身 分 証 明 書					
写真	契印	所 属			
		氏 名			
		生年月日	年	月	日生
<p>上記の者は、鹿沼市きれいなまちづくり推進条例第19条の規定により立入検査を行う職員等であることを証明する。</p>					
年 月 日					
鹿沼市長					印

(裏面)

鹿沼市きれいなまちづくり推進条例(抜粋)

(立入検査)

第19条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、市長が指定する職員等に他人が管理する場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第4号(第12条関係)
様式第4号(第12条関係)

鹿沼市達 第 号

被処分者
住 所
氏 名
連 絡 先

過料処分通知書

鹿沼市きれいなまちづくり推進条例第23条の規定により、金 円の過料を科
します。

なお、この過料は、別に交付する納入通知書により、 年 月 日までに納
付しなければならない。

違 反 項 目	<input type="checkbox"/> 回収容器の設置管理
	<input type="checkbox"/> 空き地の管理
	<input type="checkbox"/> 飼い犬等の管理
	<input type="checkbox"/> 屋外広告物の掲示の禁止
	<input type="checkbox"/> 落書きの禁止
	(説明)

年 月 日

鹿沼市長



- (注) 1 この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3
か月以内に、市長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 処分取消しの訴えは、この処分の日から1年を経過しない範囲であって、この通
知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市(代表者は市長)を被告として提
起することができます。ただし、審査請求をしたときには、それに対する裁決の
通知を受けた日の翌日から起算します。